



# 熊本県公報

第 1 2 5 6 1 号

平成 28 年 10 月 11 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（精神通院医療）の更新……………（障がい者支援課） 1
- 種畜証明書を書換交付に伴う通報……………（畜産課） 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい者支援課） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（障がい者支援課） 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧……………（団体支援課） 2
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 2
- 公 告
- 土地改良区役員の退任及び就任……………（農村計画課） 3
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（農地・担い手支援課） 3
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 4
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 4
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 5
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 5
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 5
- 登 載 依 頼
- 熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程……………（選挙管理委員会） 6

## 告 示

### 熊本県告示第 8 7 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
株式会社苓北薬局 天草郡苓北町富岡 3 2 8 1	平成 2 8 年 1 0 月 1 日

### 熊本県告示第 8 7 5 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11445389194	種畜の名前の変更	光重球磨六	春光重
11433977518	種畜の名前の変更	美津福重	福重
21243010007	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池郡大津町杉水 2 0 6 8 - 4 株式会社ストームファームコーポレーション	熊本県菊池郡大津町矢護川 3 1 3 5 村山光弘
21243020003	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池郡大津町杉水 2 0 6 8 - 4 株式会社ストームファーム	熊本県菊池郡大津町矢護川 3 1 3 5 村山光弘

21543020001	種畜の名前の変更	ームコーポレーション センターボム	枢隼
-------------	----------	----------------------	----

**熊本県告示第876号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ビーオクラブ 球磨郡あさぎり町免田西黒田2 460番地1	合同会社ライフアップ 球磨郡錦町大字木上 西2550番地87 家城 智紀	平成28年10月1日	4351800158	指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第877号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成28年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
レインボー 合志市合生3824番地 13	一般社団法人 七八 合志市合生3824番地 13 松永 宗昭	就労継続支援A型 就労継続支援B型	平成28年10月1日

**熊本県告示第878号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成28年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区  
魚貫町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
天草市魚貫町4686番地 唐田 輝政  
天草市魚貫町5348番地 唐田 政臣  
天草市魚貫町1921番地 高橋 峯夫
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合  
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成28年10月11日から平成28年10月25日まで
- 5 縦覧場所  
天草漁業協同組合

**熊本県告示第879号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年10月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町葉木字大門山 3915番地先から 同所 3939番地先まで	67.2	防安交

2 供用を開始する期日 平成28年10月12日

公 告

熊本県公告第617号

宇城市松橋町に事務所を置く松橋町外一ヶ町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	西村 智	宇城市松橋町久具2862番地
理事	本崎 弘	宇城市松橋町竹崎1438番地
理事	福富 篤	宇城市松橋町両仲間1007番地
理事	坊村 政章	宇城市松橋町西下郷3478番地
理事	小田 榮	宇城市松橋町豊崎854番地
理事	松田 俊昭	宇城市松橋町南豊崎702番地
理事	緒方 利光	宇城市松橋町萩尾1548番地
理事	土田 美博	宇城市松橋町浦川内1046番地
理事	橋本 昭夫	宇城市小川町新田出1657番地1
理事	吉田 英昭	宇城市小川町北小野511番地2
監事	奥村 徹	宇城市松橋町豊福402番地
監事	福島 勲	宇城市松橋町西下郷1666番地
監事	中熊 光弘	宇城市松橋町南豊崎839番地3
監事	福島 義男	宇城市松橋町大野206番地1の3
監事	原田 和明	宇城市小川町河江1226番地
就任		
理事	本崎 弘	宇城市松橋町竹崎1438番地
理事	坊村 政章	宇城市松橋町西下郷3478番地
理事	奥村 徹	宇城市松橋町豊福402番地
理事	上原 弘明	宇城市松橋町豊崎1323番地
理事	松田 俊昭	宇城市松橋町南豊崎702番地
理事	緒方 利光	宇城市松橋町萩尾1548番地
理事	坂井 信雄	宇城市松橋町浦川内2160番地
理事	西山 陽治	宇城市松橋町久具2799番地
理事	吉田 英昭	宇城市小川町北小野511番地2
理事	城下 剛	宇城市小川町新田出1174番地
監事	上村 昌成	宇城市松橋町内田552番地
監事	竹内 隆幸	宇城市松橋町両仲間1485番地
監事	杉山 祐二	宇城市松橋町豊崎1153番地
監事	福島 義男	宇城市松橋町大野206番地1の3
監事	野田 眞語	宇城市小川町河江861番地

熊本県公告第618号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年10月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かし ま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上六嘉字火渡146 1番3ほか1筆

2 申請年月日  
平成28年9月27日

熊本県公告第619号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年10月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
児玉 吉廣	阿蘇郡高森町草部	阿蘇郡高森町大字草部字竹ノ口1953番
徳丸 和也	阿蘇郡高森町上色見	阿蘇郡高森町大字高森字諾ノ男3046番ほか1筆
川部 喜一	阿蘇郡高森町芹口	阿蘇郡高森町大字草部字灰原2539番ほか8筆
津留 孝二	阿蘇郡高森町高森	阿蘇郡高森町大字高森字林64番1ほか7筆
山永 宏	阿蘇郡高森町津留	阿蘇郡高森町大字野尻字野尻629番ほか11筆
藤本 辰博	阿蘇郡西原村小森	阿蘇郡高森町大字色見字下西丁2020番ほか4筆
児玉 聖司	阿蘇郡高森町色見	阿蘇郡高森町大字色見字西丁1904番1

2 申請年月日  
平成28年9月26日

熊本県公告第620号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年10月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人美農 里かわうら	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字上新田1792番2ほか3筆
農事組合法人あま	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字樋ノ河内2104

くさ夢有ランド	番4ほか2筆
2 申請年月日 平成28年9月27日	

**熊本県公告第621号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年10月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
平成28年10月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
星原 直一	宇城市松橋町浅川	宇城市松橋町両仲間字中割2316番ほか8筆

2 申請年月日  
平成28年9月28日

**熊本県公告第622号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年10月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
平成28年10月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松岡 陽生	菊池市七城町水次	菊池市七城町水次字泉水田170番1ほか4筆
有限会社火の国ファーム	菊池郡菊陽町原水	菊池郡菊陽町大字原水字北沖野5717番4ほか2筆
龍 幸太	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字大平2709番2ほか3筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字茶ノ木浦5番3 ほか1筆〕
岩下 俊則	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字柳田2219番ほか1筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字柳田2番4〕
農事組合法人グリーンファーム上板楠	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字萱原1418番

2 申請年月日  
平成28年9月29日

**熊本県公告第623号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年10月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
平成28年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中島 健作	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字豊崎 2 4 9 番ほか 4 筆

2 申請年月日  
平成 2 8 年 9 月 3 0 日

**登載依頼**

**熊本県選挙管理委員会告示第 8 2 号**

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程  
熊本県公職選挙執行規程（平成 1 2 年選挙管理委員会告示第 1 5 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 1 0 0 号の 2 様式を次のように改める。

第100号の2様式(ビラ作成証明書の様式)(第75条関係)

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名 印

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

100,000枚+15,000枚×(当該都道府県内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-1)

ただし、300,000枚を超える場合には300,000枚

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

円 銭(単価)×当該作成枚数=限度額

ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{\text{円} + \text{円 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000 \text{枚})}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}$$

1銭未満の端数は切上げ

単価×当該作成枚数=限度額

第 1 0 2 号様式 (その 2) を次のように改める。

(その2)

請求書(ビラの作成)

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

熊本県知事 様

住所(所在地)

氏名(名称)

印

(代表者氏名)

印

記

1 請求金額 円

2 内訳

下記請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行何選挙(何選挙区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
A	B	A × B =C	D	E	D × E =F	G	H	G × H =I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- D欄には、次により算出した額を記載してください。
  - 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  
円 銭
  - 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  
円 + 円 銭 × (当該作成枚数 - 50,000枚)  

$$\frac{\text{円} + \text{円 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}}$$

 1銭未満の端数は切上げ
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。



附 則  
この規程は、告示の日から施行する。